

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年8月2日(金)までに個別通知

提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40点
- ② 対象国・地域での業務経験 8点
- ③ 語学力 16点
- ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査（特に防災分野の各種評価調査の経験を高く評価する）
対象国及び類似地域	ガーナ及びアフリカ
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：黄熱の予防接種が推奨されています。

6. 業務の背景

ガーナ共和国（以下、「ガーナ」という）を含む西アフリカ諸国では、海岸侵食とそれに伴う浸水被害の増大が世界的にも深刻であり、世界銀行による West Africa Coastal Areas Management Program (WACA) などを通じて、課題解決に向けた国際的な検討が始められている。しかしながら、国際的な合意形成や対策の検討に必要な不可欠な客観的・科学的情報を共有する基盤が十分に確立されておらず、具体的かつ抜本的で持続的な対策の実現には至っていない。かかる状況下、本プロジェクトでは総合土砂管理や海岸保全を含む沿岸域の防災機能強化策に必要なデータを収集し、データベース化して共有する基盤を構築するとともに、様々な対策の効果の検証に必要な解析ツールを整備して加えたデータ統合・解析システムを開発する。加えて防災だけでなく、環境や住民生活の改善、それがさらなる対策促進へつながる長期的な好循環を含めた二次的な効果・便益を適切かつ定量的に評価できる手法を構築し、関連する地球規模課題解決の推進に向けたパラダイムシフトを図る。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務（2024年9月上旬～2024年9月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
 - ② ガーナ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前までにJICAに提出する。
 - ③ 相手国政府機関の体制、本プロジェクトの協力機関の役割を整理する。また、JICAが別途契約を予定している海岸保全団員と調整の上、ガーナ及び西アフリカ諸国に対する海岸保全に関するこれまでの協力状況・成果・課題を確認・整理する。特に、世界銀行による「西アフリカ沿岸域管理プログラム（WACAプログラム）」に関する情報を整理する（1週間前を目途）。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取りまとめに協力する。渡航前に質問票を配布する際には、その方法はJICAと別途協議して決定する。
 - ④ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
 - ⑤ 調査団内の打合せ（事前勉強会含む）、対処方針会議等に参加する（対面またはオンライン）。
- (2) 現地業務（2024年9月中旬～2024年10月中旬）
- ① JICAガーナ事務所等との打合せに参加する。
 - ② ガーナ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、協議の際には、他分野の団員と協力の上、議事録（和文）を作成し、協議後3日以内を目途に団内に共有する。
 - ③ 質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織

- (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
- (b) 人員体制
- (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
- (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
- エ) 供与機材の免税申請等、資機材の輸入に関する手続きの有無を確認する。
- オ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
- カ) 社会実装に向け、想定されるニーズ及び課題
- キ) 気候変動調査

開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、本事業が対象国の「自国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contributions）と整合していることを確認の上、気候変動対策に資する活動の検討を行う。

「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）（https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html）を参考に、海岸保全団員と協力の下、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、本事業が適応策に資するか判断し、気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込む。

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施内容を他分野の団員とともに検討する。活動においてジェンダー主流化、若者支援等に資するものがあれば積極的に提案する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に

¹ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

応じて内容の説明、補足を行う。

- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAガーナ事務所、日本国大使館等に報告、または報告資料の作成に協力する。

(3) 整理業務 (2024年10月中旬～2024年11月中旬)

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート(案)に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。なお、報告書に記載する項目(目次)は、現地業務開始前までにJICAから指示する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2024年11月15日(金)までに提出。

次の①～③の資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
- ③ 調査における面談議事録・収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年7月追記版))」の「X I. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) その他留意事項

ガーナ国内における宿泊については、他調査団員との活動を円滑に進めるため、JICA が宿泊先を指定します。宿泊料については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」に基づき計上してください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2024年9月14日～10月12日を予定しています。

本業務従事者は、海岸保全団員とともに、他調査団員より2週間先行して現地調査の開始を予定しています。この日程は、今後勉強会等を通じて詳細が検討され、変更される可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 研究総括（東京大学）
- エ) 研究協力（日本側研究者チーム）（複数名）
- オ) 研究主幹（JST：国立研究開発法人科学技術振興機構）
- カ) 研究企画（JST：国立研究開発法人科学技術振興機構）
- キ) 評価分析（本コンサルタント）
- ク) 海岸保全（JICA が別途契約するコンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA ガーナ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり

- イ) 宿舎手配：あり（但し、宿泊先は JICA より指定します）
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部防災グループ防災第二チームから配付しますので、gegdm@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・ 要請書（英文）
 - ・ 案件概要表（和文）
- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
 - ・ 2024 年度 SATREPS 新規採択案件の決定について
https://www.jica.go.jp/information/press/2024/20240418_41.html
 - ・ 防災 研究課題一覧 | SATREPS 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (jst.go.jp)
https://www.jst.go.jp/global/kadai/by-research-field/disaster_prevention/index.html
 - ・ Home | WACA (wacaprogram.org)
<https://www.wacaprogram.org/>
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」
 - イ) 配付依頼メール
 - ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・ 本 文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、

複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ガーナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、

選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上